

○ 部分開示

【法6条1項関係】

170	<p>答申19 (行情) 232 「特定年の標本事業所名簿の不開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none">特定年の標本事業所名簿中の特定の市町村を名指しした開示請求に対し、当該市町村に、標本事業所の母集団となる事業所が多数のときは部分開示し、1ないし少数のときは部分開示しないこととすると、結果として、部分開示しない場合、処分庁自らが、当該市町村に、標本事業所の母集団となる事業所が1ないし少数であることを認めることとなり、調査対象事業所名が特定され、あるいは推測されるおそれを生じさせるとしたもの	<p>3 大阪府摂津市に所在する標本事業所に係る部分開示について (略)</p> <p>まず、本件対象文書には、全国のすべての標本事業所に関する情報が掲載されているが、審査請求人の不服の対象は、大阪府摂津市内の標本事業所に関する情報に限定されているから、「標本事業所名、組織区分、企業従業員数、事業所従業員数、産業分類番号、事業所の所在地及び電話番号」は、摂津市内に所在する標本事業所名を直ちに特定させる情報あるいは直ちに推測させる情報であり、不開示情報に該当するものと認められる。</p> <p>(略)</p> <p>諮問庁の上記説明について検討すると、特定の市町村を名指しした開示請求に対し、当該市町村に所在する調査対象事業所の「連番、標本番号(担当)及び全国企業番号」を開示すれば、その行数から当該市町村に所在する調査対象事業所数が分かることとなる。すると、当該市町村に母集団となる事業所が多数存在するときは、調査対象事業所数が分かつても、このことから直ちに調査対象事業所名を特定することはできないが、当該市町村に母集団となる事業所が1あるいは少数しか存在しないときは、調査対象事業所数が分かれれば、当該市町村に所在する調査対象事業所名が特定され、あるいは容易に推測されることとなる。そこで、特定の市町村を名指しした開示請求に対し、当該市町村に母集団となる事業所が多数のときは上記連番等を開示し、当該市町村に母集団となる事業所が1ないし少数のときは上記連番等を開示しないこととすれば、結果として、開示しない場合には、処分庁自ら当該市町村に母集団となる事業所が1ないし少数であることを認めることとなり、当該市町村に所在する調査対象事業所名が特定され、あるいは推測されるおそれを生じさせることとなると言うことができる。</p> <p>したがって、諮問庁の上記説明は首肯することができるものであり、審査請求人の主張を採用することはできない。</p>
171	<p>答申21 (行情) 547 「平成20年度(行情)答申第48号の答申書に記載された「件名等のその他の記載部分」に該当する文書の不開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none">件名等その他の記載部分について、開示決定及び補充理由説明書により明らかにされていくことから、有意な情報とはいえないとしたもの	<p>3 不開示情報該当性について</p> <p>(1) 電信の事務処理に関する情報が記載されている部分について</p> <p>本件対象文書は、いずれも電信であり、その一部には、件名、差出人、あて先等の当該電信の事務処理に関する情報が記載されている。</p> <p>当該電信の事務処理に関する記載部分のうち、電信システム内部の処理・管理に係る情報は、これを公にすることにより、現在外務省が使用している電信システムの暗号化方式の秘密保全に支障が生じ、また、本件対象文書の場合は、その本文の内容にかんがみ、その主管、協議先、あて先等はこれを公にすることにより、国の安全及び対外交渉上不利益が生ずるおそれがあると認められる。</p>

		<p>したがって、国の安全を害する等のおそれがあると行政機関の長が認めるにつき、相当の理由があると言うべきであり、法5条3号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示とすることが相当である。</p> <p>さらに、件名等のその余の記載部分については、本件行政文書開示決定及び補充理由説明書により明らかにされていることから、有意な情報とは言えない。</p> <p>なお、法6条1項ただし書の「有意な情報」か否かは、開示請求者の意図によらず、客観的に定まるものと言うべきである。</p>
25-24	<p>答申25（行情）451 「尖閣上陸事件に関して海上保安庁が撮影したビデオの不開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> 海上保安庁巡視船等から撮影したビデオについて、当該ビデオを編集して広報用のビデオが作成されているものの、広報用ビデオは一部を単に抽出したものでなく、音声の一部を消去したり、被覆を施す等して作成されたものであり、容易に区分することは難しい状況にあること等から、部分開示を否定した例 	<p>1 本件対象文書について 本件対象文書は、平成24年8月15日に発生した、香港の活動家等による尖閣諸島魚釣島への上陸事件（以下「本件事件」という。）に関し、海上保安庁において撮影したビデオである。 (略)</p> <p>2 不開示情報該当性について (1) 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次とおりであった。 (略) ウ 本件事件に関し広報用に作成したビデオ（以下「広報用ビデオ」という。）は、同種事案に対する今後の領海警備への支障がない範囲で国民に情報を提供するために作成したものであり、別件の開示請求に対し開示している。 広報用ビデオは、本件対象文書の内容を基に作成したものであるが、本件対象文書の一部を単に抽出したものではなく、警備手法、巡視船等の能力等の情報が明らかにならないように、各場面の映像を秒単位、長いものでも数分単位で抜き出し、音声の一部を消去したり、映像の一部に被覆を施す加工をした上、各場面をつなぎ合わせて作成したものであり、本件対象文書とは異なる内容である。 エ 本件対象文書は、上記ア及びイのとおり、その全体が警備手法、巡視船等の能力等の詳細を明らかにする不可分一体のものであり、また、上記ウのとおり加工した広報用ビデオとは異なる内容であって、一部に広報用ビデオと同様の部分があるとしても、当該部分を容易に区分し難い状況にあることから、部分開示することはできない。 (2) 本件対象文書には、本件事件に際して出動した海上保安庁の巡視船及び航空機の連携追尾に関する隊形等の状況、香港活動家等が乗船した船舶に対する退去警告、停船命令、海上保安官が当該船舶に乗り込む状況等が具体的に記録されており、また、巡視船に設置された機器等の状況やその能力に関する情報、夜間監視能力に関する情報等が詳細に記録されていることが認められる。</p> <p>諮問庁から広報用ビデオの提示を受けて確認したところ、諮問庁の上記（1）ウの説明のとおり、広報用ビデオは、本件対象文書を基に作成されているが、極めて短い場面がつなぎ合わ</p>

		され、音声の一部を消去したり映像の一部に被覆を施す加工が加えられており、本件対象文書の一部を単に抽出したものではなく、本件対象文書とは異なる内容であることが認められること、本件対象文書は、映像と音声が一体となり全体として一連の警備手法、巡回船等の能力等の詳細を明らかにする不可分一体のものであると認められることから、本件対象文書の一部に広報用ビデオと同様の部分があるとしても、容易に区分し難い状況にある旨の諮問庁の上記（1）エの説明を是認することができる。
27-12	<p>答申27（行情）860 「特定法人の法人税確定申告書に添付されている仮払金等の内訳書等の一部開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人名については氏名のうち「名」のみ、法人名については「(株)」を除いた部分の50パーセントの開示を求める本件開示請求について、部分開示を定める法6条1項は、法人名等の1つの固有名詞につき、行政機関の長に対し、これを更に細分化して開示することまで求めるものとは解されず、開示請求者も、かかる方法による部分開示を請求することはできないとした例 	<p>2 部分開示の可否について</p> <p>審査請求人は、上記1のとおり、本件開示請求において、個人名については氏名のうち「名」のみ、法人名については「(株)」を除いた部分の50パーセントを開示するよう求めているところ、意見書において「法6条の趣旨において（中略）あえて必要な限度にとどめた」旨説明していること及び原処分で法5条1号により不開示とされた部分が存しないことに鑑みると、上記開示請求の文言は、法6条1項に基づく部分開示を求める趣旨であると解される。</p> <p>そこで検討すると、法6条1項は、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができる場合には当該部分を除いて開示しなければならない旨を規定しているにすぎず、行政機関の長に対し、法人名等の1つの固有名詞について、これを更に細分化して開示することまで求めるものとは解されず、開示請求者においても、かかる方法による部分開示を請求することはできないものと解すべきである。</p> <p>そうすると、少なくとも法人名については、更に細分化することはできないものと解すべきであるから、本件開示請求については、不開示部分のうち個人の「名」の部分及び法人名（以下、併せて「本件不開示部分」という。）について開示を求めるものとして、不開示情報該当性を判断することとする。</p>

【法6条2項関係】

172	<p>答申16（独情）36 「医師の名義貸し等に関する調査票」等の不開示決定に関する件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一定の事実の有無に対する回答欄の記載について法6条2項の権利利益侵害のおそれを認めなかつたもの 	<p>(1) 調査表I 回答者の氏名及び印影を除いたその余の記載について、開示の可否を以下、検討する。</p> <p>ア 設問1「名義貸しを行っていた」及び設問2「名義貸しに関与していた」の有無に対する答えの欄である「はい」、「いいえ」にチェックする部分については、当該部分のみを公にしたとしても、回答者を特定することはできず、回答者の権利利益が害されるおそれはないものと認められる。したがって、当該部分は開示すべきである。</p>
○	<p>[再掲] 答申25（行情）288 「平成21年（行情）諮問第431号に係る理由説明書の「過去事例」とは、これらの事例を指すものであり」という言い回しを誰が考えたのか等が分かる文書の一部開示決定に関する件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 異議申立人の代理人の氏名、住所等について、開示すれば、異議申立人の知人等一定の範囲の者には、異議申立人が誰であるかを特定する手掛かりとなる可能性が高く、異議申立人の権利利益が害されるおそれがあるとして、6条2項による部分開示ができるとした例 	整理番号25-3の答申参照
○	<p>[再掲] 答申25（行情）471 「医師法及び歯科医師法上の行政処分事案に関し特定日に開催された医道審議会医道分科会の議事録等の一部開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医道審議会分科会資料のうち、類似事案の前例の各項目に記載された医師等被処分者の処分に係る情報について、項目ごとに個 	整理番号25-9の答申参照

	人識別性を検討し、6条2項の部分開示の可否を判断した例	
○	[再掲] 答申27(行情)691 「住宅事情調査に係る調査結果ファイルの一部開示決定に関する件」 ・ 国家公務員に対する住宅事情調査に係る調査結果ファイルから職員の居住地が広島市内であるものを抽出した文書の一部を法5条1号により不開示としたことの妥当性は、同号本文前段に該当する職員とその余の職員のいずれについても、同号本文前段に該当する職員の個人識別部分を除き、公にすることによる当該個人の権利利益を害するおそれの有無によって判断されることとなるため、同号本文前段に該当する職員の情報の法6条2項による部分開示の可否と、その余の職員の情報の同号本文後段該当性について、一括して判断した例	整理番号27-3の答申参照
29-8	答申29(行情)49 「平成27年度に愛知県より受理した「使用者による障害者虐待について(報告)」文書一式の一部開示決定に関する件」 ・ 障害の種類、障害の程度区分及び心身の状況については、通常人に知られたくない機微な情報であり、関係者にとって被虐待者が特定される可能性があり、これらを公	2 不開示情報該当性について (略) (5) 別表の2欄に掲げる通番11及び13について 当該部分は、通番11については被虐待者の氏名、住所、障害の種類等被虐待者に関する事項、通番13については事業所名、所在地等事業所に関する事項であり、労働相談票ごとに一体として被虐待者に係る情報であり、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書いないしハのいずれにも該当する事情は認められない。 次に、法6条2項による部分開示の可否について検討する。 ア 通番11のうち、氏名、住所等は個人識別部分であり部分開示の余地はなく、障害の種類、障害程度区分及び心身の状況については、障害に関することや事業場における虐待に関するこ

	<p>にすると、特定の個人の権利利益を害するおそれがないとは認められない」とし、法6条2項による部分開示ができないとした例</p>	<p>となど、通常人に知られたくない機微な情報であり、関係者にとっては被虐待者が特定される可能性があり、これらを公にすると、特定の個人の権利利益を害するおそれがないとは認められないことから部分開示できない。</p> <p>したがって、通番11は、法5条1号に該当し、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。</p>
29-9	<p>答申29（行情）282 「特定地番の土地建物等賃貸借契約書の一部開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定地番の土地建物等賃貸借契約書に係る賃貸借契約の対象となる土地の地番、地目、面積及び登記番号等の情報のうち、駐留軍提供地が所在する地方自治体名については、これを公にしても、他の情報と照合することにより本件賃貸借契約の対象となる土地の所有者として登記されている個人を特定することはできず、個人の権利利益を害するおそれないと認められ、法6条2項の部分開示が可能であるとした例 	<p>2 不開示情報該当性について (略)</p> <p>(2) 本件不開示部分の法5条各号該当性について 以上を前提として、以下、検討する。</p> <p>ア 法5条1号該当性について</p> <p>(ア) 別表の番号3、5及び6欄に掲げる不開示部分には、本件賃貸借契約の対象となる土地の地番、地目、面積及び登記番号等の情報が記載されている。 (略)</p> <p>б しかしながら、当該部分のうち、「所在地」欄の1文字目ないし3文字目には、駐留軍提供地が所在する地方自治体名が記載されているところ、これを公にしても、他の情報と照合することにより本件賃貸借契約の対象となる土地の所有者として登記されている個人を特定することはできず、個人の権利利益を害するおそれはないと認められ、法6条2項の部分開示が可能であるから、法5条1号に該当せず、開示すべきである。</p>
30-12	<p>答申30（行情）433 「特定機関特定課に係る「タクシー（18fy）検査」の一部開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> 帰宅のためにタクシー券を使用した場合の降車地について、先例答申を変更し、これを公にした場合、個人の権利利益を害するおそれがないとはいはず、部分開示できないと判断した例 	<p>2 本件不開示部分の不開示情報該当性について (略)</p> <p>(2) 不開示情報該当性について (略)</p> <p>ウ 本件不開示部分2について (略)</p> <p>(イ) 法6条2項による部分開示について</p> <p>当審査会の従前の答申（平成20年度（行情）答申第527号及び同第528号。平成21年度（行情）答申第281号も同旨。）は、帰宅のためにタクシー券を使用した場合の降車地につき、公にしても個人の権利利益が害されるおそれがないから法6条2項により部分開示すべきであるとしており、その詳細な理由は、別紙のとおりである。</p> <p>しかし、タクシー券を使用した職員と同じ部局で勤務する者等一定範囲の者であれば、タクシー券が使用された日付等から</p>

		<p>当該職員を特定することができる可能性があり、降車地が公にされれば、当該職員が宿舎に居住している場合には宿舎名、自宅に居住している場合には自宅の最寄り駅を知ことができることになる。現在の社会状況下においては、そのような情報が不特定多数の者に拡散する可能性も否定できないことを併せ考えると、降車地が公にされれば、当該職員の意に反して居住する宿舎名又は自宅の最寄り駅という私生活に密接に関わる情報が他者に知られる可能性があると認められる。その結果、例えば、当該情報が悪用され、公務に関連し、あるいは私生活に関連して嫌がらせ等を受け、当該職員の平穏な私生活が脅かされる危険性があることを否定することはできない。</p> <p>なお、本件開示請求者に、開示請求において得た情報を悪用するつもりがなかったとしても、情報公開制度においては、開示請求者が何人であっても同一の開示を行うのが原則であるため、特定の開示請求者の意図や属性を勘案して開示・不開示の判断を行うのは適当ではない。</p> <p>よって、降車地を公にした場合、個人の権利利益を害するおそれがないとはいえず、部分開示することはできない。</p>
1-16	<p>答申1（行情）12 「懲戒処分説明書の写し（特定年度分）」の一部開示決定に関する件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 処分権者から被処分者に対して交付した公務員の懲戒処分説明書の写しのうち、処分の理由に係る不開示部分の一部につき、その情報の性質に照らし、被処分者や関係者個人の権利利益を害するおそれないものと認められるとして、法5条1号に該当せず、法6条2項により部分開示すべきとした例 	<p>1 本件対象文書について</p> <p>本件対象文書は「懲戒処分説明書の写し（特定年度分）」のうちの2件分であり、国家公務員法89条1項の規定に基づき、処分の事由を記載して、処分権者から被処分者に対して交付した処分説明書の写しである。</p> <p>処分庁は、本件対象文書のうち、「2 被処分者」欄の所属部課、氏名（ふりがな）、官職、級及び号俸並びに「3 処分の内容」欄の処分発令日、処分効力発生日、処分説明書交付日及び処分の理由の各項目における記載の一部を法5条1号に該当するとして不開示とする原処分を行った。</p> <p>審査請求人は、処分理由となった行為内容に係る部分（本件不開示部分）については少なくとも開示を求める旨主張しており、諮問庁は、当該部分は法5条1号に該当するとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。</p> <p>2 不開示情報該当性について</p> <p>（略）</p> <p>（3）法6条2項による部分開示の可否について</p> <p>本件不開示部分のうち、別紙に掲げる部分を除く部分は、これを公にすると、他の情報と照合することにより、被処分者の同僚、知人その他関係者には、当該被処分者を特定する手掛かりとなり、その結果、非違行為の具体的詳細等、当該被処分者や関係者にとって他者に知られたくない事実が明らかになるなど、個人の権利利益を害するおそれないとまではいえないことから、法6条2項により部分開示することはできない。</p> <p>しかしながら、別紙に掲げる部分については、その情報の性質に照らし、これを公にしても、被処分者や関係者個人の権利利益を害するおそれないものと認められることから、法6条2項により部</p>

		<p>分開示することが相当である。</p> <p>したがって、本件不開示部分のうち、別紙に掲げる部分を除く部分については、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当であるが、別紙に掲げる部分は、同号に該当せず、開示すべきである。</p> <p>(略)</p> <p>別紙</p> <p>2枚目の「処分の理由」の本文2行目右から10文字目ないし1文字目及び3行目左から1文字目ないし6文字目</p>
3-7	<p>答申3（行情）405 「北朝鮮による拉致の可能性を排除できない行方不明者として捜査・調査されている特定個人に関する「特定個人に係る文書（特定年月日付け）」の一部開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定個人の情報について、法5条1号の個人に関する情報に該当するとして不開示とした原処分に対し、当該情報が同号に該当するとした上で、当該情報の一部については個人の権利利益が害されるおそれがないため、法6条2項に基づく部分開示ができるとした例 	<p>2 不開示情報該当性について</p> <p>(略)</p> <p>(2) 宛名及び題名について</p> <p>(略)</p> <p>イ 宛名及び題名については、一般的に差出人や本文の内容が特定されない以上、当該行政機関の業務に支障が及ぶものとは言い難いところ、本件が北朝鮮による拉致の可能性を排除できない行方不明者として氏名等の人定及び行方不明時の状況等を一般に公開して捜査・調査中の特定個人Aに関する開示請求である以上、宛名及び題名を公にすると関係行政機関の名称が明らかとなり、同種事案における今後の関係行政機関への事案申告や情報提供をちゅうちょさせ、ひいては警察が行う同種事案の捜査・調査との連携を困難ならしめるなどの支障が生じるおそれがあるとする上記ア（イ）の諮問庁の説明は首肯できる。</p> <p>したがって、当該部分のうち別紙に掲げる部分を除く部分は、法5条6号柱書きに該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。</p> <p>しかしながら、宛名のうち別紙に掲げる部分は、差出人の氏名と一体として、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められ、同号ただし書かないしハに該当する事情も認められないが、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない行方不明者に関する業務の主たる行政機関の名称が記載されているのであって、これを公にしても、上記アにおいて諮問庁が説明するような差出人たる特定個人Bが推察されるおそれや、特定個人Bの権利利益を害するおそれがあるとは認められないで、法6条2項に基づき部分開示できると認められる。また、同種事案における今後の関係行政機関への事案申告や情報提供をちゅうちょさせ、ひいては警察が行う同種事案の捜査・調査との連携を困難ならしめるなどの支障が生じるおそれがあるとは認められないことから、当該部分は法5条1号及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。</p>
5-15	<p>答申5（行情）803 「特定職員が特定期間に送受信した電子メールの一部開示決定に関する件」</p>	<p>2 本件不開示維持部分の不開示情報該当性について</p> <p>(1) 法5条1号該当性について</p> <p>(略)</p> <p>エ 人事異動情報</p>

	<ul style="list-style-type: none"> 職員の人事異動情報について、個人識別部分である氏名を除いたとしても、当該人事異動情報が2名分と少数であることから、一定範囲の者には当該職員を特定する手掛かりとなり得るものであり、法6条2項による部分開示ができないとした例 	<p>(略)</p> <p>(エ) 次に、法6条2項による部分開示の可否について検討すると、当該部分のうち職員の氏名は、個人識別部分のため、同項による部分開示の余地はない。</p> <p>当該部分のうち特定職員A及び特定職員Bの人事異動情報は、個人識別部分である氏名を除いたとしても、当該人事異動情報が2名分と少数であることから、特定職員A及び特定職員Bの勤務先又は勤務状況の変化を知るあるいは日常の生活状況をうかがい知ことができる知人や近隣の住民、あるいは特定職員A及び特定職員Bに関心を有する者など一定範囲の者には、特定職員A及び特定職員Bを特定する手掛かりとなり得るものである。</p> <p>そうすると、当該人事異動情報を公にした場合、行政事務の遂行に当たって大きな責任を担っている幹部公務員の範囲に含まれない特定職員A及び特定職員Bの人事異動情報が、先に述べた一定範囲の者に知られることとなり、特定職員A及び特定職員Bの権利利益を害するおそれがないとは認められず、部分開示できない。</p>
--	--	--